

平成 29 年度秋田支部の事業計画及び予算（案）

※平成 28 年度からの主な修正点、追加事項については緑色で表示してあります。

【支部理念】

加入者の医療と健康を守る役割に徹するというビジョンを明確にしたうえで、次の事項を基本コンセプトとして中期展望に基づく支部の将来像を描き、事業運営を行っていく。

1. 保険者として、地域社会から真に支持されるリーダーを目指す
2. 保険者機能を発揮し、医療と健康を守る組織として地域の中核を担う
3. 正確で迅速な事務処理により、加入者の信頼を確保する
4. 明るく働きがいのある職場をつくる

【支部事業運営の重点施策】

- ①「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」の目標である「医療費等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」を達成するため積極的に事業を推進する。その中で、「データヘルス計画」については、その柱となる①特定健診・特定保健指導、②重症化予防対策、③事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み（コラボヘルス）を継続し、**健康経営宣言事業のエントリー数の拡大を図るとともに**、健康増進の積極的な支援を展開する。
- ②医療等の質や効率性の向上を図るため、地域の実情に応じた質の高く効率的な医療・介護サービスが提供されるよう、医療提供体制等のあり方について、保険者として加入者・事業主を代表した立場で関与し、関係機関への働きかけや各種審議会等で意見発信を行う。特に**平成29年度においては、平成30年度から開始される医療計画等各種制度・計画の見直しに関して、効果的な意見発信、働きかけを行う。**
- ③お客様サービス第一主義の基本方針のもと、給付金を1日でも早く適正に給付するためにサービススタンダード（健康保険給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内）を定め、正確かつ適正な支給を行う。また医療費等の適正化を図るため、効果的なレセプト点検の推進や不正請求の防止に向けて取組みを強化する。
- ④**新たな人事制度、人事評価制度を適切に運用するとともに**、職員の意識改革を進め、加入者本位、主体性と実効性を重視した事業運営を行う。また、支部内の部門間、担当者間の連携を密にし、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土の定着を図る。

平成 29 年度 事業計画（秋田支部）

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>①「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質や効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対して又は地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。具体的には、医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。</p> <p>②健康経営宣言事業のエントリー数拡大のため、商工会議所等と共同で各種研修会や広報を通じ、健康経営宣言のメリットについて情報発信する。</p> <p>③自治体・医療関係団体・各業界団体等と締結した「健康づくりの推進に向けた包括的連携協定」に基づき、共同して加入者の健康増進や医療費等の適正化、各種広報を実施する等連携推進を図る。併せて協定の締結先の拡大を図る。</p> <p>(2) 平成 30 年度に向けた意見発信</p> <p>①平成 30 年度に実施される第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業（支援）計画、第 3 期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成 30 年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。</p> <p>②秋田県医療審議会の委員の立場から県の政策関係部局に提言を行うとともに、自治体の医療政策・介護政策の立案に積極的に支部の意見を発信していく。</p> <p>また、自治体等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。</p>

1. 保険運営の企画

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

- ①国が新たに掲げたジェネリック医薬品の目標である「平成 29 年央に 70%以上、平成 30 年度から平成 32 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上」を達成すべく、ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図る。
本部主導のもと、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスを年度内に 2 回実施するほか、加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、正しい医薬品の使い方等の知識の普及のため、加入者への適切な広報を実施する。
- ②東北厚生局・県等の行政機関や医療関係団体等と協力連携して医療機関・薬局への働きかけを行い、地域における積極的な啓発活動を推進する。また、保険者としての立場から関係方面へ情報発信を行うため、引き続き秋田県医薬品等安全安心使用促進協議会へ参画し、意見発信を積極的に行っていく。
- ③秋田県薬剤師会と共同での各種イベント開催や、広報の相互協力連携により、総合的なジェネリック医薬品普及に努める。
- ④医療機関や調剤薬局毎のジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局関係者への働きかけを実施する。

(4) 調査研究の推進等

- ①支部における医療費や健診結果の現状（全体像）を把握し、地域や職域の特性等を分析することによって医療費適正化対策の優先順位を明確化し、重点的に取り組む事項の絞り込みを行う。また、医療費分析による実態や課題を提示することによって、関係方面に対して説得力のある説明を行うとともに、広報等を通じて加入者への意識づけを図る。
- ②保険者機能の発揮に向けて、平成 28 年度に導入した GIS（地理情報システム）の活用推進等により、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的にもわかりやすい分析結果を提供する等、各種事業の推進に活用する。

<p>1. 保険運営の企画</p>	<p>(5) 広報の推進</p> <p>①保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組み等について、タイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとしてホームページ、メールマガジンを充実させる。更に、協会の発信力を広げるため、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。</p> <p>②加入者の健康度を高めるため、健診受診率の向上、保健指導率の向上、重症化予防対策、健康経営宣言事業エントリー数増加等に向けたきめ細やかな広報を実施する。</p> <p>③自治体や医療関係団体が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感と取組みを示す。</p> <p>④中小企業関係団体と連携して、各種行事やライフイベント等の場を活用したブース出展や、学校等での健康教育、出前健康相談を行う等、年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチを更に進めるための効果的な啓発活動を実施する。また、支部職員や保健師・管理栄養士による講演を積極的に実施する。</p> <p>⑤支部データヘルス計画に基づき高血圧リスク保有者の減少を図るため、関係団体への情報発信と加入者の健康意識の向上に向けて積極的な広報等を実施する。</p>
-------------------	--

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組み

- ①加入者等のご意見や苦情等を迅速かつ正確に現場にフィードバックし、さらなるサービスの改善に取り組む。また、お客様満足度調査等を実施し、その結果をもとに創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組む。
各種申請書の受付、相談等の窓口サービスや電話対応については、契約職員を含む担当職員の研修を実施し、接遇マナーや説明スキルのレベルアップにより、総合満足度の向上を図る。
- ②傷病手当金等現金給付の支給申請の受付から給付金振込までの期間については、サービススタンダード(10営業日)を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ適正な支給を行う。
- ③健康保険給付等の申請については、郵送による申請を促進するため各種広報や健康保険委員研修会等において周知を行う。併せて、「郵送による申請手続」に関するチラシをあらゆる機会を通じて各方面へ配布し、郵送化を促進する。
- ④任意継続被保険者保険料の納め忘れ防止のため、口座振替と前納による納付を推進する。
- ⑤インターネットを活用した医療費の情報提供サービスの利用促進を更に行う。

(2) 限度額適用認定証の利用促進

限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されるため、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなどして利用促進を図る。
また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨する。

(3) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行う。

2. 健康保険給付等

(4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(5) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請について、重点的に審査を行う。審査で疑義が生じたものは、各支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。なお、資格取得直後に申請され、かつ標準報酬月額が高額な傷病手当金・出産手当金について、本部より提供された支払済データの確認を確実にを行う。

(6) 効果的なレセプト点検の推進

- ①診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るため、資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に内容点検は、社会保険診療報酬支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、支部においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例を集約・共有化し、研修を実施する。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。
- ②内容点検業務の一部について外部委託を引き続き実施し、レセプト点検の質を一層向上させる。点検員が点検業者のノウハウを取得し活用すること及び競争意識の促進を図ることにより、点検員の質をより一層向上させ点検効果額の更なる引き上げを行う。
- ③社会保険診療報酬支払基金と定期的に意見交換・協議を行いながら審査の適正化を推進する。

2. 健康保険給付等

④外傷点検による負傷原因照会により労災が疑われるレセプトに関しては、業務グループとの連携を密にし、更なる情報共有を図る。また、加入者や事業所に対しては厳正に調査確認を行い、健康保険による給付の適正化に努める。

(7) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で行う任意継続被保険者分に対し、文書や電話による催告を早期に実施する。更に、訪問を取り混ぜた催告を行い、保険証の回収を強化する。なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。併せて保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。

(8) 積極的な債権管理・回収業務の推進

①不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。

②交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。また、傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。

③傷病手当金と障害年金との調整により、返納金が生じる可能性がある傷病手当金受給者に対し、事前案内を的確に行う。

2. 健康保険給付等

(9) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員は、健康保険に関する事業主・加入者からの相談への対応や健康保険事業への意見発信により健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただいている。より一層、健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただくため、健康保険委員への研修や広報活動等を通じて、健康保険事業に対する理解の促進等を行い、健康保険委員活動の支援を行う。また、これまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の更なる拡大に努める。

3. 保健事業

(1) データに基づいた保健事業の推進

健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、事業所・加入者の特性や課題把握に努めるとともに、システムの機能を最大限活用し、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。

<データヘルス計画>

上位目標：「こしゃるど 健康長寿 あきた」

男性の脳心血管イベント（脳卒中、心疾患など）予防のために、高血圧のリスクを改善する
～平成27年度から平成29年度の、男性の血圧リスク保有率の上昇を3%未満に抑制する～

- 下位目標：1. 血圧リスク保有者で、未受診者や特定保健指導対象外の加入者が、高血圧改善・予防に努める
2. 血圧リスクの高い運輸業界が対策を講じることにより、従業員も高血圧改善・予防に取り組む
3. 血圧リスク改善・予防にむけ、県民の理解が深まる

- ①より効果的な保健事業を推進するために健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の各種情報を活用及び分析し、事業所・加入者の特性や課題を把握したうえで支部データヘルス計画のPDCAを十分に意識して実施する。
- ②支部データヘルス計画の目標である高血圧リスク保有者の減少を図るため、加入者の健康意識の向上に向けて積極的な広報を実施するとともに、協定に基づき、運輸業界団体に対して衛生管理全体での支援活動を実施する。
- ③加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとの基本的方向性に沿って、「健康づくり推進協議会」における委員からの提言を活かしながら、保健事業の総合的かつ効果的な推進を図る。

3. 保健事業

(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進

特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定健診受診率の向上に最大限努力する。

①健診受診率目標値

支部全体目標値 65.0%

<内訳>

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：135,576人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 50.0%（実施見込者数：67,788人）
- ・事業者健診データ 取得率 23.4%（取得見込者数：31,724人）

被扶養者（受診対象者数：45,012人）

- ・特定健康診査 実施率 40.0%（実施見込者数：18,005人）

②健診の受診勧奨対策

<被保険者の健診受診率向上に向けた施策>

㊦受診者と支部の間に位置する健診機関から協力を得ながら、支部職員や保健師・管理栄養士による事業所訪問を実施し、生活習慣病予防健診の受診率の向上や事業者健診データ取得を促進していく。また、生活習慣病予防健診実施機関の新規開拓を推進する。

㊧事業者健診データの取得は、健診実施率向上の重要な取組みであり、事業主の理解を得られないことが大きな障壁となっているため、これまでの通知による勧奨に加え、外部委託を活用する等訪問による勧奨を強化し、事業主の理解を深めることに注力する。

㊨県・労働局・医師会・社労士会・他関係団体の協力を得て、効果的な事業者健診データの取得に努める。

3. 保健事業

<被扶養者の健診受診率向上に向けた施策>

- ㊦受診者の利便性の向上を図るため、市町村で行うがん検診との連携を強化するとともに、連携が図れない地域については支部主催の集団健診に「オプション健診」等を加え、健診受診率の向上を目指す。
- ㊧被扶養者の受診券や未受診者への受診勧奨を自宅（被保険者宅）へ送付し確実に情報が届くようにする。
- ㊨県・医師会・自治体・関係団体の協力を得て、現在試験的に実施している県との共同事業である郡市医師会の受診勧奨を積極的に実施する。

(3) 特定保健指導の推進

二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定保健指導実施率の向上に最大限努力する。

①特定保健指導実施率

支部全体目標値 23.3%

<内訳>

被保険者（受診対象者数：18,400人）

実施率 24.5%（実施見込者数：4,508人）

・協会保健師実施分 22.0%（実施見込者数：4,048人）

・アウトソーシング分 2.5%（実施見込者数：460人）

被扶養者（受診対象者数：1,500人）

実施率 8.3%（実施見込者数：125人）

② 保健指導の受診勧奨対策

㊦健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証に基づき効果的な保健指導を実施する。

㊧事業所の業態区分別の健診データの分析結果や健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果を活用し、関係団体と連携を進めて保健指導を推進する。

3. 保健事業

㊦特定保健指導については関係団体との合同研修会等を開催し、支部の保健師・管理栄養士のスキルを向上させるとともに、外部委託化を積極的に促進し、保健指導終了者の増加を図る。

㊧チームカンファレンスや研修会の機会を設け、支部保健師・管理栄養士のレベルアップを図り、PDCA を意識した事業を展開し、継続率の向上を図る。

㊨被扶養者の保健指導終了者の増加を図るため、各地域の利便性を考慮した健康相談会を実施する。

(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）

①データヘルス計画の目標である高血圧リスク保有者の減少を図るため、協定に基づき運輸業界団体に対して、健康管理全体での支援活動を実施する。

②事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用した事業主への働きかけを行う。更に、加入事業所に「健康経営宣言」を勧奨し、事業主と加入者に健康づくり・健康意識の向上を促す。

③「健康経営宣言」事業を活用し、県や関係団体と共同で保健事業の実効性を高める（アンケートを実施し、PDCA サイクルをまわす）。

(5) 重症化予防対策の実施

重症化予防へのアプローチとして、要精密検査の方に医療機関への受診勧奨を継続して行っていくとともに、「健康だより」の発行や各年齢層をターゲットとした啓発活動により、加入者に広く知識を普及させる。

①二次勧奨の実施

35歳以上の健診受診者について、高血圧・耐糖能異常の治療対象者のレセプトを確認し、未受診者を対象に文章等で受診勧奨を実施する。（二次勧奨実施予定人数 600人）

3. 保健事業

②糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

県で作成するプログラムと大館市立病院で実施している事業に関して医師会の協力のもと効果的に実施し、糖尿病腎症による透析を予防もしくは延期し、加入者にとっての QOL を維持することで健康寿命の延伸を図る。合わせて医療費適正化に努める。(糖尿病性腎症に係る重症化予防事業実施予定人数 5人)

(6) 各種業務の展開

- ①保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携し、特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談・普及啓発等、地域の実情に応じて創意工夫を活かして保健事業を推進する。
- ②協会加入の飲食店や小学校等への働き掛けを通じて、たばこの害と禁煙・分煙・防煙に関する正しい知識を提供する。また、健康で快適な環境を構築するために、関係団体と一体となって受動喫煙防止事業の啓発活動を展開する。このほか、無関心層へのアプローチとして、関係団体との共同企画によるイベントやフォーラム等を開催し、県全体として健康に関する意識を高めていく。
- ③県薬剤師会と共同で、加入者に対して高血圧対策に対する減塩事業等を展開し、積極的な啓発活動に取り組む。
- ④「第二期健康日本21」に盛り込まれている歯と口腔の健康づくりに関して、県口腔支援センター・県歯科医師会と歯科健診や保健指導などの事業を展開していく。また、訪問先の事業所で保健師等による積極的な予防活動の推進を図り、糖尿病との関連疾患であること等広報や関係団体と一体となったイベント等の啓発活動を展開する。
- ⑤県がん対策室が設置する「秋田県がん検診推進協議会」に委員として参画し、関係団体と連携を強化して県民総ぐるみ運動「県民こぞってがん検診運動」を展開し、がん検診の受診率向上を図る。
- ⑥国の施策と連携し、肝炎やエイズ等の感染症やメンタルヘルス関連に対する正しい理解や予防のための普及啓発を推進する。特に、メンタルヘルス対策としては、事業所における集団学習の実施、広報による正しい知識の普及に注力する。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

①組織運営体制の強化

毎週定例の幹部会議を実施し、支部内の部門間連携を強化する。また、グループ内においても定例的にミーティングを実施し、担当者間の協力連携を密にしながら情報共有や企画力の強化を図り、業務の適切な運営を推進する。

②実績や能力本位の人事の推進

協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用する。その評価を処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。

③協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着

平成 28 年度に導入した新たな人事制度の運用・活用を通じて、協会を支える人材を育成すること等により、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。

④コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

⑤リスク管理

リスクの洗い出しとリスク評価を行い、その重要度に応じてリスクの防止対策を立案・実施し、検証を行う。

(2) 人材育成の推進

①「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着を図る。「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。

<p>4. 組織運営及び業務改革</p>	<p>②職員のスキル向上や知識の習得のため、外部講師等による支部内研修の充実を図る。</p> <p>③業務・システム刷新の機能等を十分に活用して業務の見直しを図ることにより、職員の企画的業務への重点化を進める。</p> <p>(3) 業務改革・改善の推進</p> <p>①お客様サービス第一主義の基本方針のもと、支部の職員全体が業務改善に向けた新しい発想や創意工夫等について、日常的に高い意識を持ちながら自ら考え積極的に行動し、グループ内ミーティングや会議等のあらゆる機会を通じて、スピード感をもって業務改善に取り組む。</p> <p>②北海道・東北ブロック業務改革会議等を通じて他支部と情報交換を行い、自支部の具体的な業務改善に結びつける。</p> <p>(4) 経費の節減等の推進</p> <p>①適正な労務管理による超過勤務時間の縮減、及び事務所光熱費等の管理費節減に努める。</p> <p>②調達や執行については、調達審査委員会のもと、引き続き競争入札や消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により経費の節減に努めるとともに、ホームページ上で調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。</p>
----------------------	---

支部の運営に関する目標指標（平成29年度数値）について		
サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標（10営業日）の達成率	100%
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10営業日以内
保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	全体：65.0% 被保険者：生活習慣病予防健診 50.0% 事業者健診データ 23.4% 被扶養者：40.0%
保健指導の実施	特定保健指導実施率	全体：23.3% 被保険者：24.5% 被扶養者：8.3%
医療費適正化等関係指標		
レセプト点検効果額	加入者一人当たり診療内容等査定効果額（医療費ベース）	未定（参考：平成28年度 125円）
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）	未定（参考：平成28年度 70.0%）
加入者・事業主への広報	メールマガジンの新規登録件数	150件

平成29年度秋田支部の特別計上分経費の予算（案）

（千円）

事項	事業内容	経費		特別計上分	支部予算枠
		内訳	計		
支部独自の サービス向上の 取組み	紙媒体による広報 （定期的に全事業所等宛てに送付するチラシ等印刷、及び業務用のリーフレットやポスター、冊子（しおり）の作成等）	2,293	7,682	4,027	3,655
	地方自治体や関係団体との連携強化				
	年齢層ごとにターゲットを絞った健康へのアプローチ事業	207			
	健康づくりに関する覚書締結先と連携した健康フォーラムの実施	397			
	その他の広報				
	広報紙や情報誌への広告掲載、テレビ等を利用した広報	4,785			

平成29年度データヘルス計画・受診勧奨対策経費・その他保健事業の予算(案)

(千円)

事項(事業内容)		経費		特別計上分	支部予算枠
		内訳	計		
データヘルス計画	男性の脳心血管イベント予防のために、高血圧リスクを改善する	2,112	7,774	/	5,413
受診勧奨対策	生活習慣病予防健診および特定健診の受診勧奨	530			
	特定保健指導の実施率の向上	525			
	特定健診未受診者に対する受診勧奨	2,987			
その他保健事業	幕の内弁当式歯科口腔の保健指導による健康づくり	1,620		0	2,439